



訪問購入 業者の狙いは「貴金属」かも！？

「要らない衣類はありませんか」「皿1枚でもいいので売ってください」などと言って訪問し、最終的には貴金属を安く買い取って行く悪質な業者がいます。売るつもりがなければきっぱり断り、貴金属を見せないようにしましょう。



事例

不用品を売ってください

- ・不用品を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた。
- ・売却を迷っていたら、購入業者が1,000円を置いて物品を持ち去った。
- ・「貴金属は無い」と言ったら、大声で怒鳴られ怖い思いをした。
- ・クーリング・オフしたいが、購入業者と連絡が取れない。



いきなり訪問してきた購入業者には対応しない。

- ・訪問購入では、突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。

事前に買い取りを承諾した物品以外売らない。

- ・消費者が事前に承諾した物品以外について勧誘したり、消費者が断ったのに勧誘を続けることは、法律で禁止されています。
- ・売ることにしたときは、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面を必ずもらってください。

売却後、8日間は物品を引き渡さない。

- ・売ると決めた場合でも、クーリング・オフ期間中（法律で定められた書面交付から8日間以内）は、物品を引き渡す必要はありません。

むやみに貴金属を見せない、触らせない。

- ・「鑑定してあげる」「見るだけ」と言われても見せないようにしましょう。

一人で対応しない。誰かに同席してもらう。

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

（土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く）

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ（24時間対応）

もうけ話

「投資」「副業」など儲け話に注意!!

本当に儲かる方法は、他人に教えません!!

投資や副業といった儲け話の消費者トラブルが、年齢を問わず後を断ちません。「簡単に儲かる」などといううまい話を聞いたら、まずは疑い、飛びつかないようにしましょう。投資や仕事を始めるための資金を払わされて、儲かるどころか借金を抱えることになった事例もあります。

次のような言葉に注意!!

「必ず」「確実」「楽して」「簡単」

「高利回り」「サポート」「コーチ」

うまい話は
まず疑う!!



そんなにうまい話はありません。

本当に簡単に儲かるならば、他人に教えたりしません。

儲かるのはあなたではなく、勧誘してきた相手です!!



消費生活無料法律相談会開催日

- ・6月7日(水) 〔午後1時30分から〕
- ・7月5日(水) 〔午後3時30分まで〕

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。



～消費生活出前講座のご案内～

庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や、消費生活に関する知識の普及・向上を図るための無料出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453



庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください

1人で悩まず
相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452